

11月号目次

- 1 『家族で唐松岳に登ってきました!』
- 2 書籍のご紹介『スーパー歌舞伎-ものづくりノート』
- 3 『ワインが苦手な人のためのワインの選び方』
- 4 法律記事『中古車の販売価格の表示規制が変わります
～公正競争規約とは?～』
- 5 第17期経営計画発表会のご報告



大友竜亮が

家族で唐松岳に登ってきました!

こんにちは! 柏事務所の弁護士の大友です。
先日、家族で飛騨山脈(北アルプス)にある『唐松岳』に登ってきました。
天気にも恵まれ、一面の雲海を眺めながら気持ちよく登ることができました。

唐松岳

- 富山県と長野県の県境に聳える山
- 標高 2696m
- 日本三百名山に選定されている

木の幹を超え...



草の中を歩き...

岩を超え...



雪の上も歩き

まだまだ元気に
頂上を目指します!!





『ミヤマクワガタ』

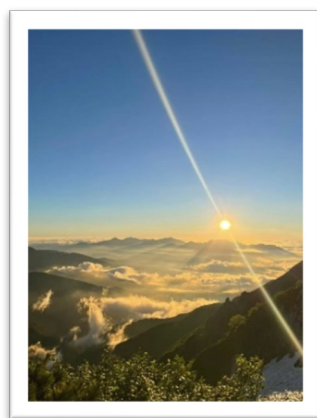
道中には、高山帯にしか咲かない花もたくさんあり、登山道を華やかに彩っていました。

雄しべと雌しべが花外に突き出る特徴的な形のミヤマクワガタや、「高山植物の女王」と呼ばれているコマクサもたくさん咲いていました。



高山植物の女王『コマクサ』

山頂からの景色は雄大で、自然パワーをたくさんもらうことができました。

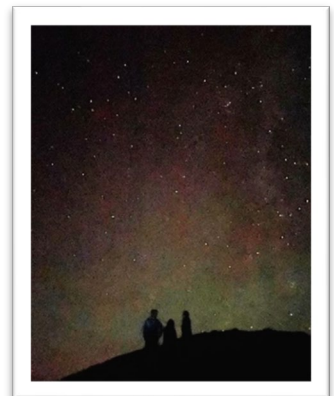


『雲海と朝日』

今回は山頂の山小屋に宿泊をしたので、満天の星空や、雲の上からのきれいな朝日も眺めることができました。

登りはじめるときは、山頂まで果てしなく感じます。

しかし、一步一步登っていくと、着実に山頂に近づいていきます。

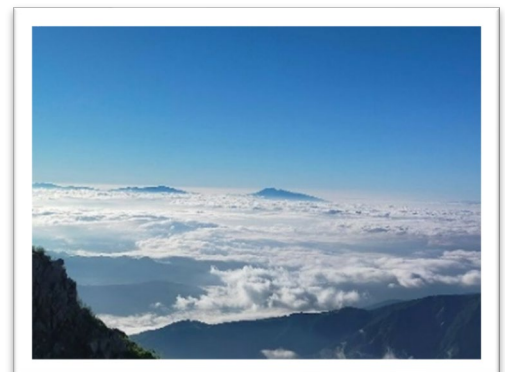


『満点の星空』

なだらかな道や急勾配の道、木の幹、岩、雪の上や草の中などいろいろな道を通り、やがて山頂にたどり着き、感動的な体験をすることができます。

日常生活のいくつかの場面においても通じるところがあると思っています。まずは一歩ずつ、それぞれのペースで登っていきたいですね！

(文責：弁護士 大友 竜亮)



— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



『スーパー歌舞伎—ものづくりノート』

市川 猿之助（三代目）（著）

令和5年9月13日、市川猿翁さん（三代目市川猿之助さん）が永眠しました。これを機に久しぶりに読んでみました。

ヤマトタケルの再演のとき（平成7年）に初めてスーパー歌舞伎を見ましたが、その後毎年のようにスーパー歌舞伎の新作や再演が上演されてきていました。歌舞伎座では毎年7月に「市川猿之助七月大歌舞伎」と銘打った興業が1971年から毎年上演されてきていました。役者の個人名を掲げた興業がこれほど長く定期的上演されたのは異例のことだったそうで、たしかに三代目猿之助さん以外には記憶にありません。

この本は、平成15年に、歴代のスーパー歌舞伎の台本、衣装、演出、稽古、音楽といった創造過程を三代目猿之助さんが記録したものです。情熱をもって様々なスタッフと、ときには外国の劇団と意見をたたかわせたるなどしたことが普段の興業の合間を縫って行われていたことや、想像を絶するほどの労力と想像力が駆使されていることが伝わり、自分がかつて見たものの裏側の一端をうかがい知ることができます。ヤマトタケル上演中、15分の待機時間中に「『ヤマトタケル』の熱の冷めぬうちに、何か同じように実験的で話題性のある企画はないだろうか・・・さあて次なる芸当は・・・次なる芸当は・・・」などと次回作のことを考えていた件は衝撃的です。

さらに、バリライトというものを駆使することを考えたが少なくとも11億円を要することが判明し、それではとコンピュータ制御の鏡に照明を反射させ、七色に分光させるなどして複雑で幻想的な雰囲気を出すことを思いついたので、初めてディスコというところに行って見てみたが、四畳半くらいの大きさのものが1億円ほどかかることなどを知り、ディスコで思案を巡らせた末に、鏡を持った人に自在に動いてもらうことを思いついた・一人当たり20万円×20人×3か月で1200万円で済むといった件など、経営者の視点も示されています。

再演についての考えも示されています。「再演というどうしても前回の踏襲に過ぎないように見られてしまう傾向がある。そう見られても仕方のない再演も多くあるのだろう。」「更なる改良の余地がないかどうか」「演技にしてからが、惰性に流れる危険性がありはしないか。」

「それで回数だけを誇っても、むなしい形骸化といわねばなるまい。」などといった件にははたとさせられます。

さて、この本にはスーパー歌舞伎第9作「新・三国志Ⅲ」の準備を続けているところだとの件があります。「新・三国志Ⅲ」は平成15年3月・4月・5月と上演されるなど、精力的な活動

が続けられていたところ、同年11月に脳梗塞を患ったと伝えられ、以後舞台に出ることは口上以外にありませんでした。

この本にも自身の健康について触れた件が散見されます。舞台に出られなくなったときの思いはどんなものでしたでしょう。想像することもできませんが、残念な限りです。ご冥福をお祈りいたします。
(文責：弁護士 佐藤 寿康)



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」



～第76回 お酒を飲んでも体調を良くする方法！

代表弁護士の大澤一郎です。先月号でもお伝えしましたが、体調管理のため、お酒を週1回程度に減らしています。今までは週2回程度だったので半分です。「飲まない生き方 ソバーキュリアス」(ルビー・ウォリントン)という本を読んで影響を受けました。

ただ、お酒を飲むと楽しい！お酒を飲みたい！というときもあります。そのようなときのために、今回は、大澤がおすすめするお酒を飲んでも体調をよくする方法のご紹介です。



1. ヘパリーゼドリンク

コンビニや薬局で売っています。少し高いですが効果抜群です。ちなみに、二日酔いになってしまった朝に飲んでも効果はありません。飲む前に飲みましょう。



2. 炭酸の入っているアルコール度数の低いお酒を飲む！

ビールやサワーなどです。お腹がいっぱいになりますので飲みすぎずに適度に楽しめます。ちなみに、私が二日酔いになりやすいのは、高級焼酎、高級日本酒、ウィスキーです。飲みやすくアルコール度数が高いからです。あと、ロン・サカパ・センテナリオというラムがあります。飲みやすく味わい深いです。おいしいですが、ほぼ100%翌日は二日酔いになります。



3. 早めに寝る！

睡眠時間が10時間あれば、だいたいアルコールは抜けるような気がします。



4. 食べて寝る！

たくさん食べてから寝ると、翌日の体調がよいです。



5. 水をたくさん飲む！

水をたくさん飲んでから寝ると、翌日の体調がよいです。

楽しくお酒を飲んで、すっきりと翌日を迎えたいものですね♪ (文責：弁護士 大澤 一郎)

気になるアレコレ簡単解説

身近な法律のススメ

中古車の販売価格の表示規制が変わります

～公正競争規約とは？～

柏事務所所属 弁護士
辻 佐和子

◆ 表示規制変更の概要

中古車の販売価格（支払総額）の表示に関する改正公正競争規約・同施行規則が2023年10月1日に施行されました。

中古車の販売については以前から悪質な手法が取られることがあり、問題となっていました。例えば、ホームページで安い価格を表示し、実際に店に訪れた消費者に対しては表示価格よりもかなり高い金額を提示したり、安い価格で消費者を勧誘し、商談時に保証や整備の購入を強制したりといった手法です。

今回の改正にはこうした悪質な手法を防止する狙いがあるとされています。

改正の具体的な内容は、車両本体価格と諸費用（保険料、税金及び登録等に伴う費用）を合算した支払総額を表示することが義務付けられるというものです。この義務に反すると、嚴重警告、悪質な場合であれば併せて違約金、事業者名公表といった措置が採られることになります。

◆ 公正競争規約とは

今回改正された「公正競争規約」とは、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。各業界の特性を踏まえ、法律では定められないきめ細かな基準等を定めています。「公正競争規約」となるためには、単にルールを設定するだけでなく公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受ける必要があります。

公正競争規約には2種類（表示規約・景品規約）がありますが、うち表示に関する規約を定めた表示規約は自動車業に関するものを含めて65件存在します（令和2年6月24日時点）。

◆ 公正競争規約のメリット

事業者が公正競争規約に参加するメリットはいくつかあります。

①公正競争規約を遵守していれば景品表示法上問題にならない

公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた公正競争規約を遵守していれば、景品表示法やその関係法令に違反することがありません。

②消費者から信頼される

消費者としても「公正」マークのついた商品は安心して手に取ることができます。

③業界全体が守られる

虚偽誇大な広告が広がって業界全体が疲弊してしまうことを防げます。

◆ さいごに

公正競争規約は、参加している事業者にはもちろん、参加していない事業者にも事実上の影響を及ぼします。公正競争規約の規定が一般化した場合、それに反する表示は優良誤認等が生じやすくなり、景品表示法違反となる可能性が出てくるからです。

事業者の方は、今回の自動車業界の公正競争規約改正を機に自身の業界の公正競争規約をよく確認し、ペナルティを課されないようにお気をつけてください。

(文責：弁護士 辻 佐和子)



☆よつばニュース☆

よつば総合法律事務所 第17期経営計画発表会

今年も10月1日より新事業年度が始まりました。

よつば総合法律事務所は2008年4月に設立、同年10月に弁護士法人に組織換えしたことで、この10月より17期目となります。毎年恒例だった経営計画発表会も、コロナ禍で4年ぶりの開催です。その間に弁護士スタッフの人数も増え、総勢41名、千葉事務所のセミナールームいっぱいに着席してのスタートとなりました。



代表・各所長・各部門長から「今期の目標・方針」についての説明、辞令交付、ランチタイムを挟んで、各弁護士全員が経営計画を踏まえて重視したいポイントを発表しました。

真剣な話しの中にも笑いあり驚きありの濃い時間でした。

千葉柏東京のメンバー間で久しぶりに会う所員同士も多く、1時間のランチタイムは和気あいあいとしたあっという間の時間でした。

今期もよつば総合法律事務所は、弁護士1人1人が弁護士になった時の初心に立ち返り、お客様1人1人に寄り添いながら、お客様の課題解決を日々真剣に実践していきます。みなさまこれからもよろしくお願いいたします。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春香館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒280-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。